

埼玉県分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業補助金実施要綱

令和8年3月18日

保健医療部長決裁

1 目的

この事業は、補助対象事業者が、周産期医療、救急医療を担うといった医療機能の特性を踏まえつつ、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、補助金を給付することにより、地域に必要な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

埼玉県とする。

3 事業の内容

別途交付要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は令和8年3月18日から施行する。